

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（3月末 暫定値）170件（昨年同期比+31件）

1 主な犯罪	○空き巣	3件（±0件）
	○自転車盗	29件（-12件）
	○車上ねらい	10件（+7件）
	○部品ねらい	10件（+6件）
	○オートバイ盗	8件（±0件）

特殊詐欺 6件（3月末 暫定値） 被害総額 2,500,000円（前年同期比+4件）

（内訳）

オレオレ詐欺	0件	被害金額	0円
預貯金詐欺	5件	被害金額	2,300,000円
融資保証詐欺	1件	被害金額	200,000円
架空料金請求詐欺	0件	被害金額	0円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	0件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和6年3月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真金町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町		西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	
永田みなみ台	1	大橋町	
永田山王台		中村町	
永田台		中島町	1
永田東	1	中里	
永田南		通町	
永田北	1	唐沢	
榎町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏見町	
共進町	1	二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	
山谷		別所中里台	
蒔田町		睦町	
若宮町		堀ノ内町	1
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	
その他		合計	6

「コンビニで
電子マネーを買って、カード
番号を教える」は詐欺!



★巧妙化する特殊詐欺の前兆電話について★

○「自動音声ガイダンスを利用した手口」

固定電話に「電気料金の未納があります。手続きする場合は「1」を押してください」などの業者を騙った自動音声の流れ、その後、業者を騙った犯人が現金やキャッシュカードを要求してきます。

他にも、着信相手の電話番号が「+1」や「+44」で始まる番号の「国際電話番号を利用した手口」の前兆電話も全国的に急増しています。被害に遭わないために、留守番電話設定等の対策を図り、詐欺に遭わないようにしましょう!

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045-742-0110



南区交通事故統計《4月》

令和6年3月末現在 概数



発生件数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	5061	5213	-152
横浜市内	1849	1866	-17
南区内	95	79	16

死者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	25	29	-4
横浜市内	9	10	-1
南区内	1	0	1

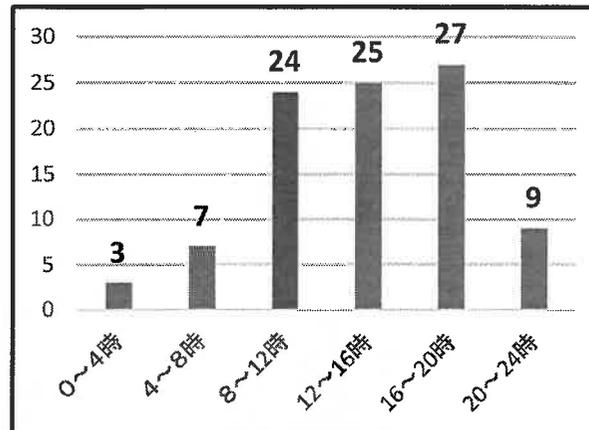
負傷者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	5867	6157	-290
横浜市内	2094	2177	-83
南区内	110	84	26

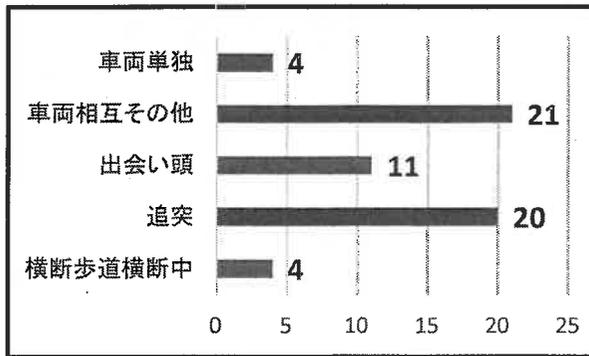
関係事故

	令和6年	構成率	増減数
高齢者	34	35.8%	9
子供	4	4.2%	1
二輪車	34	35.8%	2
自転車	17	17.9%	0

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



町名別発生状況

町名	令和6年	令和5年	増減数	町名	令和6年	令和5年	増減数
万世町	1	0	+1	平楽	1	0	+1
三春台	0	1	-1	庚台	0	0	0
中島町	0	0	0	弘明寺	0	0	0
中村町	0	5	-5	弘明寺町	3	2	+1
中里	4	3	+1	新川町	1	2	-1
中里町	0	0	0	日枝町	2	0	+2
二葉町	0	0	0	東蒔田町	2	1	+1
井土ヶ谷上町	2	0	+2	榎町	0	0	0
井土ヶ谷下町	3	2	+1	永楽町	1	2	-1
井土ヶ谷中町	2	0	+2	永田みなみ台	0	0	0
伏見町	0	0	0	永田北	2	1	+1
八幡町	0	0	0	永田南	1	1	0
六ツ川	12	8	+4	永田台	0	1	-1
共進町	2	1	+1	永田山王台	0	1	-1
別所	6	3	+3	永田東	4	2	+2
別所中里台	0	0	0	浦舟町	5	2	+3
前里町	2	4	-2	清水ヶ丘	2	0	+2
南吉田町	1	4	-3	白妙町	0	0	0
南太田	2	4	-2	白金町	0	1	-1
吉野町	1	3	-2	真金町	2	1	+1
唐沢	0	0	0	睦町	5	3	+2
堀ノ内町	1	1	0	花之木町	3	0	+3
大岡	6	1	+5	若宮町	0	1	-1
大橋町	0	0	0	蒔田町	0	1	-1
宮元町	8	7	+1	西中町	0	3	-3
宿町	2	1	+1	通町	2	0	+2
山王町	0	1	-1	高根町	3	3	0
山谷	0	0	0	高砂町	1	2	-1

南警察署からのお知らせ



「春の全国交通安全運動 4月6日(土)から15日(月) 推進中！」
 …新入学シーズです。子どもが安全に通行できる道路環境の確保をお願いします。一人一人の心がけで交通事故をゼロにしましょう！

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

神奈川県南警察署 交通課 045-742-0110

みんなでヘルメット!



令和6年火災・救急概況

南消防署
1月1日～ 3月31日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和6年	令和5年	増△減	
火災件数	10	14	△4	
火災種別	建物	7	10	△3
	林野	0	0	0
	車両	1	0	1
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	2	4	△2
焼損床面積 (㎡)	147	4	143	
死者(人)	2	0	2	
負傷者(人)	2	1	1	
主な火災原因	こんろ	4	1	3
	放火(疑い含む)	2	4	△2
	電灯・電話等の配線	1	0	1
	電気機器	1	0	1
	ストーブ	1	0	1
救急出場件数	3,747	3,675	72	
救急種別	急病	2,746	2,673	73
	一般負傷	672	654	18
	交通事故	95	100	△5
	その他	234	248	△14

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和6年	令和5年	増△減	
火災件数(件)	172	208	△36	
焼損床面積(㎡)	1,861	1,759	102	
死者数(人)	12 (0)	4 (0)	8	
負傷者数(人)	28	28	0	
救急出場件数(件)	63,598	57,899	5,699	
救急種別	急病	45,271	40,803	4,468
	一般負傷	11,660	10,722	938
	交通事故	2,106	2,036	70
	その他	4,561	4,338	223

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
行政区別件数	鶴見	11	20	△9	4,593	4,323	270
	神奈川	7	14	△7	4,034	3,560	474
	西	9	9	0	2,618	2,357	261
	中	26	20	6	4,371	4,142	229
	南	10	14	△4	3,747	3,675	72
	港南	8	6	2	3,853	3,422	431
	保土ヶ谷	9	7	2	3,476	3,167	309
	旭	9	15	△6	4,337	3,881	456
	磯子	4	4	0	2,919	2,610	309
	金沢	15	7	8	3,452	3,106	346
	港北	17	23	△6	5,032	4,629	403
	緑	7	6	1	2,906	2,583	323
	青葉	6	11	△5	3,861	3,419	442
	都筑	3	9	△6	2,728	2,535	193
	戸塚	12	18	△6	4,750	4,242	508
	栄	6	3	3	2,073	1,848	225
	泉	9	8	1	2,585	2,368	217
瀬谷	4	14	△10	2,254	2,016	238	

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	1	第一分団
太田地区町内連合会	0	
寿東部連合町内会	1	第二分団
中村地区連合町内会	1	
蒔田連合町内会	1	第三分団
お三の宮地区連合町内会	0	
堀ノ内睦町連合町内会	0	
井土ヶ谷地区連合町内会	1	第四分団
北永田地区連合町内会	0	
永田みなみ台連合自治会	0	第五分団
本大岡地区町内会連合会	4	
大岡地区連合町内会	0	第六分団
別所地区連合町内会	1	
南永田・山王台連合町内会	0	
六ツ川地区連合自治会	0	第一～六分団
六ツ川大池地区連合自治会	0	
連合未加入自治会、その他	0	
合計	10	

区連会 4 月 定例会 資料
令和 6 年 4 月 19 日
南 消 防 署

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

南 消 防 署 長

令和 6 年度初期消火器具整備費補助事業について

桜花の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消防局では、平成 26 年度から自治会・町内会が初期消火器具を設置及び、全ての器具を更新する費用の一部を補助する事業を行っています。

また、令和 3 年度からは、設置及び全ての器具の更新に加え、既存の初期消火器具を対象として、劣化したホース等の器材の一部を更新する費用についても、補助事業を展開しています。

つきましては、自治会・町内会の初期消火器具の状況を御確認いただき、特に大地震発生時に被害が集中すると想定されている地域においては、積極的に初期消火器具の設置又は、更新を検討していただきますようお願いいたします。

併せて、既に初期消火器具等を設置している自治会・町内会の皆様には、取り扱い訓練を実施していただくようお願い申し上げます。

南消防署総務・予防課予防係
担当 桜井、女部田(おなぶた)、増田
電話・FAX 045-253-0119

初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

1 申請要件

下記 3 つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請方法

- (1) 受付期間：令和 6 年 4 月 1 日（月）～ 9 月 30 日（月）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署所に御提出をお願いします。
※ 申請書は、横浜市ウェブサイトからダウンロード又は最寄りの消防署所でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

3 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 20 万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 7 万円を上限とします。

4 お願い

大地震発生時に火災被害が集中すると想定されている地域*においては、特に初期消火力の強化につながる取組を推進する必要があります。該当する地域の自治会町内会は、積極的に初期消火器具の設置や更新をしていただきますようお願いします。

(*横浜市密集市街地における地震火災対策計画で示される「対象地域」)

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の 2 種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

問い合わせ先：南消防署 総務・予防課 予防係 電話/FAX：045-253-0119

令和6年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和6年5月1日（水）～5月31日（金）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり
ヘルメット かぶるだけでも 救える命



横浜市交通安全キャラクター
まもるくん

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底

◆◆令和5年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)
横浜市内	7,703	40	8,909	1,760	3	1,661
前 年	7,492	38	8,483	1,734	4	1,653
前 年 比	211	2	426	26	-1	8
構 成 率				22.8%	7.5%	18.6%
神奈川県内	21,870	115	25,644	5,443	12	5,192
前 年	21,098	113	24,382	5,405	11	5,195
前 年 比	772	2	1,262	38	1	-3
構 成 率				24.9%	10.4%	20.2%

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています 道路交通法第63条の11

○自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323

こ 青 育 第 63 号
令和6年4月19日

自治会町内会長 各位

こども青少年局青少年育成課長

横浜青年館 M-base（南区青少年の地域活動拠点）の
リニューアルオープンについて（ご案内）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域全体で青少年の育成を支えていただいていることに、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、横浜青年館 M-base（南区青少年の地域活動拠点）が5月にリニューアルオープンいたします。

中・高校生世代を中心とした居場所や体験の場としての利用のほか、交流スペースを活用して様々な市民活動の場としてご利用ください。

次のとおり、オープニングイベントを開催しますので、皆様のお越しをお待ちしております。

- 1 日時
令和6年5月11日（土）13時～15時
- 2 会場
横浜青年館（南区睦町1-15-15）
- 3 内容
南区青少年の地域活動拠点の紹介・内覧会
利用団体による音楽やダンス等のパフォーマンス
体験ワークショップ等

※別添チラシのとおり

【問合せ】 こども青少年局青少年育成課
担当 那須・高木

TEL 671-2324 ・ FAX 663-1926

【参考】 M-base（南区青少年の地域活動拠点）の概要について

1 施設の設置目的

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流・社会参加プログラム等の体験の機会を提供し、青少年の社会参画に向かう力を育むことを目的としています。

また、地域や多くの方々の方々の市民活動にご利用いただくことで、活動拠点が地域に愛され皆が集う場となり、地域全体で青少年の育成を支えていけることを目指しています。

2 運営団体 NPO 法人 教育支援協会南関東

3 開館日 火曜日から日曜日

※月曜、祝日、夏季、年末年始は休館となります。

4 利用時間 火曜日、木曜日、金曜日：12:00～21:00

水曜日、土曜日、日曜日：9:00～21:00

5 利用できる方 中・高校生世代が利用できます。また、多世代間の交流を促進するため、幅広い世代の方がご利用いただけます。

6 施設の利用時間・利用料金

(1) フリースペース 青少年（18歳～25歳未満）が無料で利用できます。

(2) 曜日別利用時間と料金 **青少年（青少年団体）は半額** **中高生は無料**

部屋名 広さ	収容人数	区分	午前 9-12	午後① 13-15	午後② 15-17	夜間 18-21
※防音有 音楽室 1 45㎡	25名	火・木・金	—	2,000円	中高生専用	3,000円
		水・土・日	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円
音楽室 2 71㎡	40名	火・木・金	—	3,000円	3,000円	4,000円
		水・土・日	3,000円	3,000円	3,000円	4,000円
集会室 3 27㎡	20名	火・木・金	—	1,000円	1,000円	1,000円
		水・土・日	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
多目的室 98㎡	60名	火・木・金	—	2,500円	3,000円	4,500円
		水・土・日	2,500円	2,500円	3,000円	4,500円
演劇演習室 62㎡	30名	火・木・金	—	2,000円	2,000円	3,000円
		水・土・日	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円

7 予約の方法 ①電話 ②メール ③QRコードのいずれかにて4月12日（金）より予約開始 ※ご予約及びご利用には事前に登録が必要です。

TEL:045-711-9610

E-mail:m-base@super-ykst.jp



南区青少年の地域活動拠点

横浜青年館 M-base

青少年が地域に関心をもち、地域を好きになる

地域全体が青少年の育成を応援したくなる

そんな活動拠点に生まれ変わります

2024 5/11 SAT.

13:00~15:00

リニューアルオープンイベント開催～
RENEWAL OPEN

イベントの詳細

- ◆ 喫茶・お菓子販売などの飲食ブース
- ◆ だがし屋、おもちゃ販売ブース
- ◆ 楽器体験ブース
- ◆ ダンスなどのステージ発表
- ◆ 館内の内覧会（利用登録もできます！）
- ◆ 創作・マンガプログラムのワークショップ などなど

リニューアルした青年館に
お気軽にお集まりください☆
どなたでもご参加いただけます！！

※事前申し込み不要

青少年

だけど？

応援
したい！

地域

を

と

つながり
たい！

南区青少年の地域活動拠点

横浜青年館 M-base

🏠 横浜市南区睦町1-15-15
(地下鉄ブルーライン吉野町駅から徒歩5分)

☎ 045-711-9610

✉ m-base@super-ykst.jp



青少年の地域活動拠点とは・・・

中高生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流・社会参加プログラム等の体験の機会を提供し、青少年の社会参画に向かう力を育むことを目的としています。

また、地域や多くの方々にご利用いただくことで、活動拠点が地域に愛され皆が集う場となり、地域全体で青少年の育成を支えていくことを目指しています。

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
休館	12 : 00	9 : 00	12 : 00	12 : 00	9 : 00	9 : 00
	21 : 00	21 : 00	21 : 00	21 : 00	21 : 00	21 : 00

- 月曜、祝日、夏季、年末年始は休館となります。
- 倉庫の出し入れについては開館時間のみ可能となります。
- 小学生だけの利用については、18 : 00までとします。

How To Use. . .



-レンタル-Rental

- レンタルスペース
- 貸倉庫、ロッカー
- 音楽・ダンス練習
- 調理場(パントリー)



-プログラム-Program

- 放課後イングリッシュ
- 青少年によるクラブ活動
- 学習支援～まなびbase～
- 放課後マンガ教室



-サービス-Service

- Free Wi-Fi
- フリースペース
- 相談
- ボランティア活動
- 地域/交流イベント



◆ 青年館のご利用については4/12(金)よりご予約開始！

※ご予約及びご利用には事前に登録が必要です。

◆ご予約は ①電話 ②メール ③QRコードのいずれかにて



Management by
特定非営利活動法人 (NPO)教育支援協会南関東

自治会町内会長 各位

南区地域振興課長

総務課長

令和 6 年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金及び
町の防災組織活動費補助金申請説明会の開催について（ご案内）

日頃から、南区政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記説明会を次の通り開催いたしますので、出席を希望される方は、お手数ですが参加申込書をご提出いただきますようお願いいたします。

1 開催日時

令和 6 年 5 月 11 日（土） 午前 10 時から 11 時まで

2 対象者

補助金申請が初めての方

※ご希望される方の申込み制です。

※資料は各自治会町内会 1 部ずつとさせていただきます。

※申請を初めて行う方向けの内容になります。

個別のご相談は事前予約のうえ窓口にお越しいただくかお電話でお願いします。

3 会場

南区役所 7 階 701 会議室 南区浦舟町 2-33

※駐車場はございますが、無料時間（60 分）を超えた場合は有料となりますので
公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

※土曜開庁日となります。正面エレベーターで 7 階 701 会議室までお越してください。

4 説明会内容

（1）標記補助金の概要（申請・請求の流れ）

（2）申請に必要な様式、書類の確認

※説明会中は申請の受付を行いません。ご了承ください。

5 申込み

別紙参加申込書を窓口、郵送、FAX 又はメールで 令和 6 年 5 月 8 日（水） までに地域振興課
へご提出ください。

※事前申し込みをしていただくようお願いいたします。

担当 地域振興課地域活動係

電話 : 341-1235 FAX : 341-1240

Email : mn-chishin@city.yokohama.jp

総務課防災担当

電話 : 341-1225 FAX : 241-1151

Email : mn-bousai@city.yokohama.jp

南区役所地域振興課 自治会町内会担当 行

令和6年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費
補助金及び町の防災組織活動費補助金申請説明会
参加申込書

自治会町内会名 _____

参加者氏名	連絡先

※締切日 令和6年5月8日（水）必着

《提出先》

窓口 : 南区役所6階62番窓口

郵送 : 〒232-0024 南区浦舟町2-33

南区役所地域振興課 自治会町内会担当

FAX : 341-1240

Email : mn-chishin@city.yokohama.jp

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 7 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 7 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

（1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



（2）令和 6 年度の変更点

- ・補助上限額の引上げ

近年の物価高騰等の影響を踏まえ、補助上限額を見直しました。

整備の種類	補助率	現行制度 補助限度額	引上げ後 補助限度額
新築・購入	1/2	99,000円/㎡ かつ 1,200万円	125,000円/㎡ かつ 1,500万円
特殊基礎工事	1/2	300万円	300万円
エレベータ設置工事費	1/2	300万円	300万円
増築	1/2	500万円	630万円
耐震補強工事	1/2	300万円	380万円
修繕	1/2	200万円	250万円

- ・補助金の「前金払い」制度を創設

より活用しやすい補助制度とするため、補助金の前金払いを可能としました。

4 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】区役所の指定する日（令和6年7月頃の予定）

※令和7年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和7年3月末頃の予定です。

5 その他

- (1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課 担当 松永、石栗、高橋、渡邊 電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.jp
--

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和6年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。**自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。**

◆ 補助制度について

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の**市内事業者**(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（**事業者は建設業の許可が必要です。**※2）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び 補助対象となる会館の拡大について【事業説明】

1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、省エネ設備の導入検討の際に、建築士が会館に訪問し、設備の導入方法や工事に関するご相談をお受けしています。是非ご活用ください。

また、マンションなどの集合住宅における集会施設（会館として利用している場合）についても補助対象となるよう対象を拡大しましたので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

是非、当補助金の活用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供の上、是非、当補助金の活用をご検討ください。

3 建築士による訪問アドバイザー派遣の概要

省エネ設備（断熱窓や太陽光発電設備等）の導入に関して、どのような設備・工事が必要かなど、建築士が会館等を訪問し、ご相談をお受けします（予約制、無料）。

【訪問アドバイザー派遣 事前連絡先】

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電 話：045-662-2711

受付時間：平日 9:00～12:00／13:00～16:30

※訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能

※事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。

※補助金の申請方法や提出書類に関するお問合せは、連絡先が異なります。横浜市住宅供給公社（045-451-7740）へお願いします。

4 補助対象となる会館の拡大

自治会町内会館の実態を踏まえ、多くの団体に補助制度をご利用いただけるよう、例えば、マンションの自治会でそのマンションの集会施設を会館として利用している場合も、補助対象としました。

【裏面に続きます】

【補助対象】

- ① 町内会等が所有する会館
- ② 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合
- ③ **今回拡大** マンションなどの集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その集会施設の管理団体（マンション管理組合等）と合同で補助申請する場合(※)

※詳しい要件は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご確認ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。
(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社（事務委託先）

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、高橋、石栗
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

お気軽にご相談ください

導入費用の 2/3 を補助します



LED 照明器具

太陽光発電設備・蓄電池

エアコン

断熱窓など

建築士が、会館を訪問し、 ご相談を伺います

費用：無料 (横浜市委託事業)

会館への訪問は、土・日・祝日も可能

[事前連絡先]

(委託先) **横浜市建築士事務所協会**

045-662-2711

[受付時間: 平日 9:00~12:00 / 13:00~16:30]

【相談できる内容】

設備導入の際の工事内容、
付帯工事の有無、注意点
など

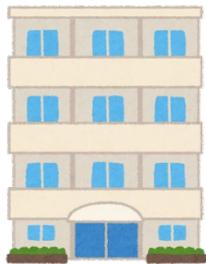
補助金の申請手続きなど 問合せ先

(委託先) **横浜市住宅供給公社**

045-451-7740 [受付時間: 平日 9:00~17:00]

補助対象について
聞きたい！
申請方法がわからない…
は、こちらへ

マンションの自治会でも、ご利用できます



例えば、
マンション管理組合が管理する集会室でも、
自治会が、自治会館として利用しており、その自治会とマンション管理組合
の合同の申請をいただいた場合、補助対象とするよう対象を拡大しました。

補助対象となる会館の要件(今回拡大部分)

集合住宅、団地などの集会施設(例:マンション集会室)でも

自治会が
活動の拠点(会館)
として利用

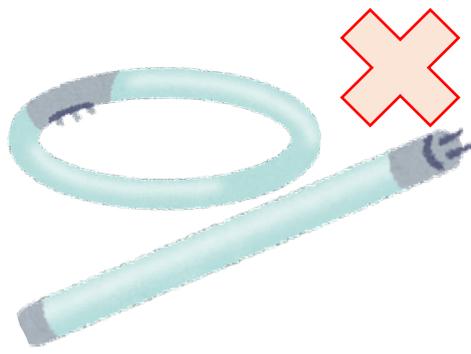
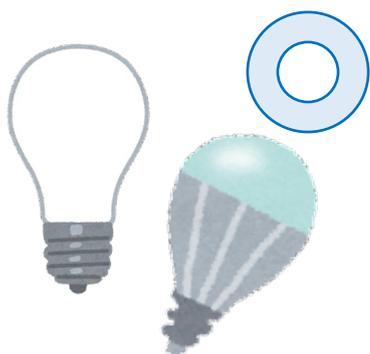
+

マンション等の住民(自治会の会員)で構成する
管理団体(マンション管理組合など)と
合同で補助申請する場合

※申請の際、自治会町内会と施設管理団体(マンション管理組合など)の設備導入に関する意思決定や、
会館としての利用状況などを確認します。

●詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

電球形 LED ランプのみの交換も、対象です



直管型や環形のランプのみ
の交換は補助対象外

※器具ごと交換する場合は
補助対象となります

ぜひ、本補助金のご活用をご検討ください

詳しくは、

横浜市 会館脱炭素

検索



募集案内はこちら

自治会町内会加入促進用リーフレットについて【情報提供】

1 事業の趣旨

子育て世代を主に対象とした自治会町内会加入促進リーフレットを作成しました。

児童が興味を持てるような内容とし、子育て世代の皆様が手に取って読んでいただけるような内容となっています。各自治会町内会におかれては、加入促進にご活用いただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。加入促進にご活用ください。

3 リーフレットの概要

(1) リーフレット名

「シール付き 自治会町内会はどんなところ？」

(2) 仕様、デザイン

大きさ：A4三つ折り

下記写真のとおり



4 その他

各区地域振興課にて在庫を用意しますので、ご利用の際は区役所あてご連絡ください。

(時期により在庫分がなくお待ちいただく場合がありますが、ご了承いただきますようお願いいたします。)

横浜市町内会連合会事務局
(横浜市市民局地域活動推進課)
担当 川口、渡邊
電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734
sh-jichikai@city.yokohama.jp

見本

地域の皆さまが
地域の身近な課題を共有し
意見交換する場

令和 6 年度

〇〇地区懇談会

議題

〇〇の現状と今後について

日時

令和6年6月 日()
〇〇:〇〇~

会場

〇〇センター
(南区〇〇町3-1-5)



昨年度の様子

- ・参加人数を制限させていただく場合があります。
- ・参加方法等についてはお住まいの自治会町内会までお問合せください。



各地区の開催に
ついてはこちら

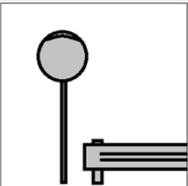
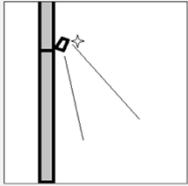
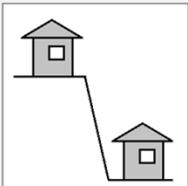
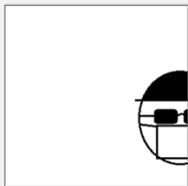
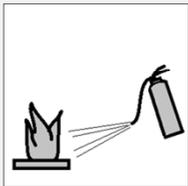
主 催: 〇〇地区連合町内会

事務局
南区地域振興課地域力推進担当
☎ 341-1239

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◇ 主な連絡先 ◇◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター(TEL: 664-2525)
または南区役所地域力推進担当(TEL: 341-1239)にお気軽にお尋ねください。

あなたの元気がみんなの元気に！



先着
20名

受付期間
4/11
～ 5/20

連続
講座

かいご予防サポーター

養成講座

日時 5/23、5/30、6/13、6/20、6/27 いずれも木曜日 全5回
各回とも 13:30～15:45

対象 南区内にお住まいの方（原則全ての回に出席できる方）

内容 介護予防の知識、ボランティア活動の実践など

場所 南区役所 1階多目的ホール（浦舟町2-33）

申込み・問合せ 南区役所高齢・障害支援課 電話 341-1140

講座の詳しい内容はこちらからご確認ください。▶▶
申込はこちらからもできます！



南区社協発第 1867 号
令和 6 年 4 月 19 日

自治会・町内会 会長 様

横浜市南区社会福祉協議会
会長 吉井 肇

日赤南区地区委員会
委員長 高澤 和義

南保護司会
会長 工藤 昌代

区社協世帯賛助会費、日赤会費及び更生保護活動寄付金の 依頼について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、社会福祉協議会事業、赤十字運動、更生保護事業につきましてはご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、今年度も区社協世帯賛助会費、日赤会費及び更生保護活動寄付金の募集につきましては、本年も特段のご協力をいただきますようお願い申しあげます。

なお、各種会費・寄付金の依頼文については参考で添付させていただきます。

1 納入期限： 令和 6 年 8 月 3 1 日（土）

2 金 額： 一覧の通り

1 世帯あたりの目安額	区社協世帯賛助会費：	50 円
	日赤会費	： 200 円
	更生保護協会	： 20 円

3 納入方法： 裏面の通り

横浜市南区社会福祉協議会 事務局
南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8 階
電 話 045-260-2510
ファクシミリ 045-251-3264

納入方法について

◆郵便振替の場合

同封の「払込取扱票」に必要事項を記載のうえ、郵便局にてお振込みください。
※お振込の場合には、郵便局窓口で交付される「払込取扱票」の控えをもって領収書と替えさせていただきます。

◆窓口で納入いただく場合

南区社会福祉協議会までご持参をお願いします。
※ご持参いただく場合には、両替や釣銭のご準備がありませんので、ご了承ください。

※各種会費・寄付金について納入いただく際に下記をご参照ください。

(1) 南区社会福祉協議会世帯賛助会費

原則、地区連合町内会でとりまとめのうえ、納入をお願いいたします。

◆連合町内会でのとりまとめが難しい場合は、単位自治会町内会ごとにご納入いただくことも可能です。(事前に事務局へお知らせいただくと幸いです)

(2) 赤十字会費

日赤会費は任意の協力でございますので、募金活動の際には、強制感が無いようにご配慮いただきますようお願いいたします。

◆各世帯に配布していただくチラシ等につきましては、別便にて4月下旬発送予定です。同封しております振込用紙を使用した場合、振込手数料が免除となります。

(3) 更生保護活動寄付金

原則、地区連合町内会でとりまとめのうえ、納入をお願いいたします。

◆連合町内会でのとりまとめが難しい場合は、単位自治会町内会ごとにご納入いただくことも可能です。(事前に事務局へお知らせいただくと幸いです)

令和6年度 南区社協および団体事務関係 会費・募金等の目安額について

	区社協世帯賛助会費	日赤活動資金(会費)	更生保護活動寄付金	共同募金 (赤い羽根募金)	年末たすけあい 募金
目安額(1世帯)	50円	200円	20円	265円	75円
依頼時期	4月区連会			9月区連会	
納入期限	8月31日			12月31日	
納入方法	連合でとりまとめ	単位町内会ごと	連合でとりまとめ	単位町内会ごと	単位町内会ごと
主な用途	区社協事業等 ・ボランティア事業 ・調査研究事業 ・部会活動 ・管理運営 等	・国内外の災害救護事業 ・区内の火災などによる見舞金 ・区内の地域防災事業等への助成金 等	・社会を明るくする運動事業 ・保護司会や更生保護女性会等への助成金 等	・区内の福祉活動やボランティア活動への配分金 ・区内16地区社会福祉協議会の事業費 ・県内の社会福祉施設や福祉団体の活動費 等	
地域の皆さまへ還元	-	単位町内会 ・協力費: 会費実績額の10% 連合町内会 ・一律25,000円 (災害対策用品購入助成、防災訓練助成、献血運動助成)	連合町内会 社明活動助成金: ・一律20,000円	自治会町内会 戸別募金運動協力事務費1,500~4,500円(世帯数による)×自治会町内会数	
令和5年度実績額(参考)	3,714,910円	11,483,602円	1,439,960円	11,972,391円	4,676,522円

- ①区社協世帯賛助会費の依頼文等は、別添のとおり4月中に各自治会町内会会長様宛にお送りします。
【別添依頼文「参考」をご参照ください】
- ②南区保護司会では、7月を強化月間として、「社会を明るくする運動」を実施しています。
地区で行われるミニ集会や、保護司会広報「更生保護だより」の回覧にもご協力ください。
- ③共同募金については運動期間が異なりますので順次依頼文を各自治会町内会会長様宛にお送りします。

ご不明な点などございましたら、南区社会福祉協議会事務局まで、お気軽にご連絡ください。
【問合せ先】社会福祉法人 横浜市南区社会福祉協議会 (TEL: 260-2510 FAX: 251-3264)

【各担当】

- 区社協世帯賛助会費：葛城（かつらぎ）
- 共同募金会南区支会：阿部（あべ）
- 日赤地区委員会：齊藤（さいとう）
- 保護司会：中畑（なかはた）

南保発第33号
令和6年4月19日

自治会町内会 各位

南保護司会
会長 工藤 昌代
南区更生保護女性会
会長 青山 かなよ

会報「更生保護みなみ（第58号）」の広報協力について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、かねてより両会が推進しております更生保護事業の諸般にわたり、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり両会が実施している主要行事や日ごろの活動状況等を広く住民の方々にご紹介し、ご理解を深めていただくため標記会報を毎年春期と秋期に定期刊行しております。

このたび第58号を作成いたしました。

ご多用の中、誠に恐縮ですが、会報を回覧数分お送りいたしますので貴町内会にてご回覧いただきたく、ご配慮をお願いいたします。

【問合せ先】

南保護司会・南区更生保護女性会
事務局 中畑
TEL：260-2510



発行 南 保 護 司 会
南区更生保護女性会
発行人 工 藤 昌 代
編集人 萩 原 香 代 子
事務局 南区社会福祉協議会内
045 - 260 - 2510
承認 南 区 第 1 号
印刷所 株 式 会 社 日 栄

地域を支える 保護司のチカラ

犯罪や非行のない、安全安心な社会の実現は、全ての人の願いであるが、その実現は容易ではない。犯罪や非行を減らすには、過ちを犯した人が同じ過ちを繰り返さないことが大切であり、彼らを排除・孤立させるのではなく、再び受け入れて、立ち直りを支えることが必要である。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、罪を犯した人を隣人として受け入れ、同じ目線に立って親身に接するという、民間のボランティアである。非常勤の国家公務員であるが、給与は支給されない。

人格及び行動については、社会的信望を有し、職務に必要な熱意や、時間的な余裕が有り、生活が安定し、健康で活動力が有る等の条件を具備する人が、法務大臣からの委嘱を受け、保護司として全国で約4万7000人が活動している。

保護司の職務は、保護観察所の観察官と協働して保護観察を行う。保護観察対象者が保護司の家もしくは面接場所（公共施設等）を訪問（来訪）、保護司が対象者の家を訪問（往訪）する。そこで、対象者の生活状況などについて話し合い、相談に応じて指導・助言を行う。

犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会に戻ってきたときスムーズに社会復帰を果たすことができるよう、釈放後の住居や就業先などの環境調整を行う。

地域の方々に立ち直し支援への理解と協力を求め、安全安心な地域づくりのための犯罪防止活動を行うことが主なる業務である。

南保護司会は会員相互の親睦・交流・研修等様々な活動を実施している。毎年7月を更生保護強化月間として行われる「社会を明るくする運動」やミニ集会を開催している。

南保護司会では48名の保護司が活動中である。

保護司にとって、保護観察対象者が無事に社会復帰した際に、喜びとやりがいを感じる。保護司に少しでも興味をお持ちの方は、是非、保護司に加わって頂きたい。



令和5年度 第Ⅱ期地域別定例研修会
「生活環境の調整」

9月12日、福祉保健活動拠点において第Ⅱ期地域別定例研修会が開催された。

「生活環境の調整」をテーマに、横浜保護観察所 小林栄子観察官を講師として21名の保護司が出席した。

矯正施設（刑務所、少年院）を出た後、再犯・再非行に至ることなく、円滑に社会復帰する上で、生活環境の調整の果たす役割はとても重要である。

再犯防止のための適切な生活環境の調整を促進するため、個々の状況を踏まえた調査・調整を行うことが必要となり、緊張感をもって事前の準備する必要がある。

帰住予定地への往訪は、犯罪や非行を起こした本人だけでなく、引受人に対しても働きかけが必要であり、保護観察とは異なる留意点も多くある。様々なケースがあり、その対応に苦慮する場面も少なくない。

過去の事例等の対応方法を知っておくことで、環境調整に取り組む心構えができる。

今回の研修会では、生活環境の調整の基本を振り返り、様々な場面を想定した質疑応答を通じ、具体的な方法について考えた。

観察官へのQ&Aで環境調整での悩みを相談し、対応の方法を聴くことができ、不安や疑問を相談できた貴重な場となった。



令和5年度 第Ⅲ期地域別定例研修会
「処遇困難事案への対応について」

2月13日、福祉保健活動拠点において第Ⅲ期地域別定例研修会が開催された。

「処遇困難事案への対応について」をテーマに、横浜保護観察所 小林栄子観察官を講師として18名の保護司が出席した。

保護司が処遇の難しい事案に直面し、その対応に苦慮したときには、対象者の問題点を把握・整理し、適切な対応が求められる。

事例研究では、処遇困難な事例二つを4グループに分かれてグループワークを行った。事例は「就労困難な少年対象者」と「金銭に問題を抱えた対象者」。

どちらも対象者に対し、保護司がどのように向き合うか悩むテーマである。各々の体験を元に、どのように対応・助言することが良いかを真剣に話し合いが行われた。

討議の後、各グループの発表が行われた。対象者がこれからどうしていきたいか傾聴する、家庭環境を理解する、対象者に役立つ支援を提案する、等の意見が出た。

各グループの発表内容がほかのグループの参考にもなり、新しい気づきを発見した。

今後の処遇に役立てることを目的として活発な討議が行われ、処遇困難事案の対応について、それぞれの体験談を交えながら情報を共有した。

グループ発表の後、小林観察官からの所感、助言をいただき、有意義な研修会となった。



令和5年度南保護司会処遇勉強会

11月18日、南保護司会の処遇勉強会が、南区福祉保健活動拠点で開催された。例年、勉強会は新人保護司の為の勉強会として行われていたが、令和5年度は着任年数にこだわらない形で行われ、16名の保護司が出席した。

勉強会は「対象者との問題や困りごと」を話し合い、また昨今若者の間に広がる「薬物」もテーマとして取り上げた。

薬物依存や耐性についての啓蒙DVDを視聴し、現在規制されている主な薬物の覚醒剤、コカイン、大麻、向精神薬、MDMA（合成麻薬）、指定薬物（危険ドラッグ等）について知識を深め、再犯度の高さを改めて認識した。また報道などで見聞きし、低年齢層が簡単に入手できてしまう大麻成分の入った食品「大麻グミ」等を取り巻く環境も話題となった。

それぞれの薬物事例の保護観察の体験を語り

合い、保護司が薬物について危機感を持って理解を深めることで、これから向き合う薬物事例対象者の更生の一助となるよう、参加者全員が真剣に考え、伝え合う貴重な情報共有の場となった。

大麻の一例



「南区小・中学校専任教諭との話し合い」

11月27日、福祉活動拠点多目的研修室において「生徒指導専任教諭・児童支援専任教諭との話し合い」が行われた。

専任教諭の自己紹介に続き、以下の4グループに分かれ話し合いが行われた。

第1グループ：共進・平楽中学校、日枝・南吉田・太田・石川・中村小学校

第2グループ：蒔田・南・国大付属中学校、南太田・蒔田・井土ヶ谷・大岡小学校

第3グループ：永田・六ッ川中学校、永田・永田台・六ッ川・六ッ川西・六ッ川台小学校

第4グループ：藤の木・南が丘中学校、藤の木・南・別所小学校

先生方から、最近の学校内の生徒の様子などを話して頂いた。

- ・コロナ禍後、以前の状態に戻り、男女一緒に遊ぶようになり、元気になってきた。
- ・不登校の生徒向けに校内ハートフルという特別教室を設定し14～15名の利用がある。
- ・スマートフォンを利用する時代になり、会ったこともない人と友達になって、犯罪を引き起こすことがある。
- ・いじめの報告件数が増えているが、些細なこ

とも報告している一面もありそれ程多いとは感じない。

保護司からは、保護司の仕事内容の説明などを行い、概要を理解して頂いた。

保護司と専任教諭が連携することにより、対象者との面接の効率化推進を図る上で、先生方との交流は必要であり、定期的な会合を持つことは、相互にとって大切な機会だと思う。

今回は、話し合いの後、食事会を開催し交流を深めた。生徒・児童や保護司の対応にご苦労されている様子を、生の声で聴くことができた。



更生保護女性会だより

令和5年度 南区更生保護女性会会員交流会

2月29日(木)
ウイリング横浜
で会員交流会が
開催されました。
青山会長より
会員の皆様に感謝の気持ちを伝えたく、5年振りの交流会が出来る事を嬉しく思いますとの挨拶の後、ご来賓の南区福祉保健センター担当部長大塚貴司様、南区社会福祉協議会会長吉井



肇様、南保護司会会長工藤昌代様より誰もが尊重される社会、お互い助け合い“南の風はあったかい”を実感できる社会作りを目指しましょう等のお言葉をいただきました。

ミニ研修では「薬物乱用防止」について南区薬物乱用防止指導員南支部長 足立博子様による、薬物は一度でも使用したら乱用と言うと、検察庁発行の資料を参考に薬物使用の恐さ、弊害、やめる事の難しさ等を教えて頂きました。

昼食を取りながら、久しぶりの懇談と景品を目指しての「ジャンケン大会」で盛り上がり、楽しく終了いたしました。



令和5年度 会員研修会

コロナ禍で3年間活動を自粛し会員の方々との交流も出来ませんでした。

毎年実施していた日帰りバス旅行でしたが、今回は横浜市内で現地集合、現地解散の設定で「横浜税関」に行きました。

横浜税関は「クイーン」(1934竣工)の愛称で親しまれるイスラム寺院風のドームで横浜市認定歴史的建造物に登録されている庁舎



クイーンの花



(本館)です。一階にある税関資料室の玄関でマスコットキャラクターのカスタム君が出迎えてくれました。

係員の方の楽しい説明を聞き、見学コースには、横浜税関の歴史や役割、ホンモノ?・ニセモノ?コーナー、ワシントン条約コーナー密輸のあの手、この手の手口など内容は興味深く勉強になりました。



マスコットキャラクター
カスタム君と

令和5年度 更生保護女性会受賞者 おめでとうございます

- 法務大臣感謝状
小嶋 光子
- 横浜市長感謝状
池田 恵美子
- 横浜市会議長感謝状
鈴木 久美子
- 横浜市更生保護女性連盟会長表彰
小野 壽子 森本 安子
寺本 甲子代 長田 由香子
金井 利律子
- 神奈川県更生保護女性連盟会長表彰
水谷 菊江 申田 邦子
- 横浜保護観察所長感謝状
小野 壽子

令和5年度 横浜市更生保護連盟研修

令和6年3月11日横浜保護観察所にて研修が行われました。

テーマは「これからの更生保護女性会と三つの支援」と題し横浜保護観察所 民間活動支援専門官 石川周治様よりお話がありました。

- ①子ども向けイベント ②他団体への支援
- ③連携と再犯防止

イベントなど記憶に残ることで更生保護活動を知ってもらい、やり直そうとしている人への応援(犯罪再発の防止)やBBSなど若い人達との連携した活動など女性会の特色をいかし活動出来たらと話され架空の事例をとうしてグループごとに人の心の考えてみるなどグループディスカッションをして研修を終わりました。



令和5年度 活動報告 (10月~3月)

- 8年 10回 定例理事会
- 10月20日 県更女連盟新人研修会 参加
- 10月26日 日帰り研修会 「横浜税関」
- 11月2日 第71回横浜市更生保護大会参加
- 11月4日 横浜市更生保護女性連盟矯正展 参加 協力
- 11月22日 第74回神奈川県更生保護大会 参加
- 9月19日 11月21日 社会貢献活動 中止
- 12月1日 南区80周年記念式典 参加
- 12月10日 県更女連盟会研修 参加
- 令和6年
- 1月5日 南区新年賀詞交換会 参加
- 2月16日~18日 参加協力
- 第2回 横浜みなとみらい盟矯正展

- 2月29日 南区更生保護女性会会員交流会
- 3月11日 横浜市更生保護女性連盟 「会員研修」 参加
- 3月23・24日 「みなみ桜まつり」 参加
- まこと寮食事作り 令和5年度 中止
- 次年度は実施予定

愛の募金

7月~8月に実施した「愛の募金」活動にご協力いただきありがとうございました。

募金額 138名 262,500円

皆様から頂いた募金は更生活動の運営と実施又、下記の諸施設に更生と社会復帰に役立てて頂くようお願いいたしました。

- (更生保護法人) 横浜力行舎
- (更生保護法人) まこと寮
- NPO法人 横浜ダルクケアセンター

編集後記

桜まつりの様子など次回お届けいたします。無事、発行できホッと一息です

令和6年度「新春の集い」

元日に起きた能登半島地震で日本中が沈痛な思いの中、被災地の方々に思いをはせながらも令和6年は始まった。

南保護司会も新しい年の始まりに気持ちも引き締め、「一年の計」を語らう場として1月30日松島旅館で「新春の集い」が行われた。南区社会福祉協議会事務局長も迎え、29名の保護司で新年の挨拶を交わし、先輩保護司と新任保護司が直接話すことができる貴重な場となった。

久しぶりのアクリル板なし、席の間隔も昨年よりも近くでの歓談で近況を語り合った。出席者全員、自己紹介を兼ねて、それぞれが今どのような問題と向き合っているかを報告し合い、表情を見ながら語り合うことでお互いの苦労を身近に感じる事ができた。

後半に行われたビンゴゲームでは、保護司有志による手作りの景品が出品され、ビンゴの数字が読み上げられる度に一喜一憂の歓声が上がり、会場が笑いに満ちた、和やかな集いとなった。

来年は憂うことのない穏やかな新年を祝うことができることを祈って、新春の集いはお開きとなった。

令和5年度 保護司会表彰者
おめでとうございます

- 法務大臣表彰
萩原 香代子 松尾 美貴子
安田 清弘
- 関東地方更生保護委員会委員長表彰
川口 裕子 永井 正己
吉川 昌代
- 関東地方保護司連盟会長表彰
坂本 直樹 末廣 芳彦 菅 英晴
鈴木 秀高 横田 豊明
- 神奈川県知事感謝状
青山 憲二 岩田 力
- 神奈川県保護司会連合会長表彰
細谷 裕一 宮本 康明
- 横浜市長感謝状
伊東 政浩 桑畑 尚子 安田 勇
- 横浜市議会議長感謝状
鳥取 芳夫
- 横浜市保護司会協議会会長表彰
宮本 康明 細谷 裕一
- 横浜保護観察所長感謝状
横浜市立南が丘中学校
横浜市立別所小学校
横浜市立南小学校



考えよう！地域の子カラ！ 第74回”社会を明るくする運動” 南区推進大会

日時 令和6年7月7日（日）午後1時30分より
場所 南公会堂
内容 標語表彰
更生保護のつどい
共進中学校 南吉田小学校 日枝小学校 太田小学校

主催 社会を明るくする運動南区推進委員会

GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供）

平素より、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けたご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。直近の進捗状況について、情報提供します。

1 お問い合わせのこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 「GREEN×EXPO 2027」とは

- ・私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。
- ・自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え、「人々の環境への意識や行動は 2027 年の横浜から変わった」と言われるよう準備を進めていきます。
- ・気候変動などの世界的な課題に対し、“自然の力”、“グリーンの力”で課題を解決し、環境にやさしい未来の暮らしを考え、横浜から世界に発信することが、博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」につながっていきます。

3 現在の会場計画（案）

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する5つの「Village（ビレッジ）」と、花や緑の美しい風景が楽しめる3つの「ゾーン」を設けます。



3つのゾーン

GREEN×EXPO 2027の骨格となる3つのゾーンを設けます。

3つのゾーン

5つのVillage

主催者や参加者による様々な展示・体験プログラム等を複合させ、「幸せを創る明日の風景」を創出する5つのVillageを設けます。



Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。



Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの温故知新を体感できます。



Farm & Food Village

健康を支える食と農が共存した生活と、その豊かさを実感できます。



Kids Village

これからの地球を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。



SATOYAMA Village

日本の原風景である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

※今後の調整状況により変更となる場合があります。

4 公式マスコットキャラクターのデザイン発表



開催3年前となる3月19日に公式マスコットキャラクターのデザインを発表しました。6月に名前の発表が行われる予定です。

担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.jp

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

このたび、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）のクリエイターである蜷川実花さんがデザインしました、新しいキービジュアルを用いた広報チラシ（A4サイズ）が完成しました。

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆様と共に機運を高めるため、新しい広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いいたします。

なお、当該キービジュアルを用いたポスターは、区役所、市民利用施設をはじめ、市内各所で順次掲示する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示についてご協力をお願いします。

※以前に掲示を依頼しました旧チラシが掲示板に残っている場合は、処分していただきますようお願いいたします。

3 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後、2か月程度（6月末まで）の掲示をお願いします。

※掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。

※屋外掲示板によるチラシの劣化が想定されます。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の6月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。